

# 川北町男女共同参画推進 行動計画

令和6年4月

川 北 町

## 《 目 次 》

第1章	計画の趣旨	2
1	国の動き	2
2	県の動き	3
3	町の動き	3
第2章	計画の基本的な考え方	4
1	計画の基本理念	4
2	計画の位置づけ	5
3	計画の期間	5
第3章	川北町における男女共同参画の現状	6
1	川北町の現状	6
2	アンケート結果からみる男女共同参画の状況	8
第4章	課題と具体的な施策の展開	11
1	誰もがあらゆる分野において活躍できる社会の実現	11
2	安全・安心な暮らしの実現	13
3	男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	15
〔資料〕		
○	川北町男女共同参画推進条例	17
○	川北町男女共同参画推進条例施行規則	22

# 第1章 計画の趣旨

## 1 国の動き

国においては、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女共同参画社会の形成の促進や女性活躍推進に資する施策を推進し、その実現に向けて官民の積極的な取組が行われてきました。

令和2年度時点においては、平成27年に成立した女性活躍推進法等に基づくポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実行や働き方改革等の推進を通じて、民間企業の各役職段階に占める女性の割合が上昇し、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきてはいますが、全体として目標水準に到達しそうとは言えない状況にあります。要因としては、

- ・政治分野において立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、政治家等に対しハラスメントが存在すること
- ・経済分野において女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること
- ・社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していること

などが考えられます。また、国内外でセクシャルハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになりました。

加えて、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化への懸念、女性の雇用・所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

このため、第5次男女共同参画基本計画においては以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていきます。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## 2 県の動き

石川県では、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年に男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成23年3月には令和2年度を目標年次とする「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定して、男女共同参画社会を形成するための諸施策を積極的に推進してきました。

今般、現行プランの計画期間の満了を迎えますが、女性の就業率は全国トップクラスであるものの、方針の立案・決定過程への女性の参画が十分とはいえないこと、男女の地位が社会全体で平等であると感じている人は依然として少なく、男女間にも意識の差があることや、長時間労働等により仕事と家事・育児・介護等の両立が難しいこと、配偶者等からの暴力(DV)や性暴力への対策の必要性の高まりなど、さまざまな分野において課題が残されていることから、国が令和2年に策定した「第5次男女共同参画基本計画」も勘案し、「いしかわ男女共同参画プラン2021」として新たな計画を策定しました。策定にあたっては、性別にとらわれることなくすべての人が個性と能力を發揮できるよう「男女が共に築く活力ある石川—3つのC(チェンジ、チャレンジ、チャンス)の実現に向け、「働く女性の活躍推進」、「幅広い層への意識啓発」、「女性等に対する暴力根絶」を強化するポイントとして掲げ、一層の施策の推進に取り組むことにしています。

## 3 町の動き

川北町では、平成17年から市町村広報誌に推進員便りの掲載や、推進員による意識の高揚の事業として寸劇などの男女共同参画推進事業を続けていく中で、平成22年12月の川北町定例議会で『川北町男女共同参画推進条例』『川北町男女共同参画推進条例施行規則』が承認されました。

また、平成28年に改定された「川北町総合計画」にも、「男女が共に活躍できる社会を実現する項目」において、『家庭や企業、地域における男女共同参画意識の啓発により、男女の分け隔てなく、誰もが平等に個性と能力を發揮できる地域社会の形成を図ります。』と掲げております。

これらの取組により、町民の男女平等や女性の地位向上についての興味関心は年々高まっている一方、それらの関心は社会の慣習、ステレオタイプなジェンダー意識などにより、あるいは年齢や性別によって度合が異なっており、地域・世代によっては旧来の男尊女卑の色を残した風習が根強く残っている面もあります。このような本町の現状や国・県の動きを踏まえ、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて、新たな計画の策定を行うものです。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

「川北町男女共同参画推進条例」第3条に掲げる5つの基本理念は、町をはじめ、町民及び事業者のすべてが大切にしなければならない男女共同参画推進にあたっての基本的な考え方です。

- (1) 一人ひとりが、個人としてその尊厳が重んじられ、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- (2) 家庭を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできること。
- (3) 社会における制度及び慣行から性別による固定的な役割分担等の意識を排除し、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮されること。
- (4) 男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して自己決定権が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (5) 男女が共に社会の対等な構成員として、方針又は施策の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

また、平成27年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され、国際社会が一致して取り組みを進めています。アジェンダとは『課題』という意味で、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられています。

その中でも、本計画すべてに関連する内容である「ジェンダーの平等の実現」が目標5に掲げられるとともに、すべての目標を達成するためにはジェンダー平等の実現が必要不可欠であると示されました。

#### ジェンダーとは

生物学的な男女の違いではなく、「男らしい・女らしい」という社会的イメージや、「家事は女性がやるもの」といった社会的な役割分担など、社会的・文化的につくられた性差のことをいいます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2 計画の位置づけ

この計画は、以下に基づき策定されています。

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく市町村男女共同参画計画
- ・「川北町男女共同参画推進条例」第8条に基づく行動計画
- ・計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条に基づく市町村推進計画
- ・計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3に基づく市町村基本計画

また、策定にあたっては、国の男女共同参画基本計画、石川県の男女共同参画プランを勘案し、本町の最上位計画である川北町総合計画や本町の他計画との整合性に配慮し、策定しています。

本計画の推進を通して、SDGsの達成に貢献します。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から5年間とします。

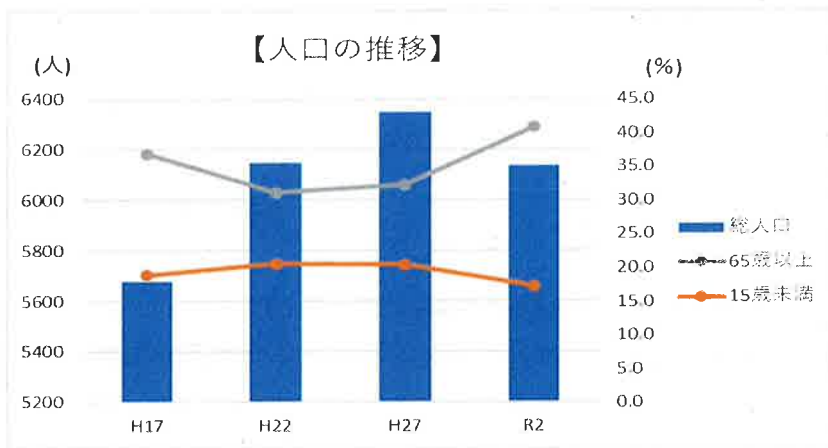
ただし、社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

### 第3章 川北町における男女共同参画の現状

#### 1 川北町の現状

##### (1) 人口の推移

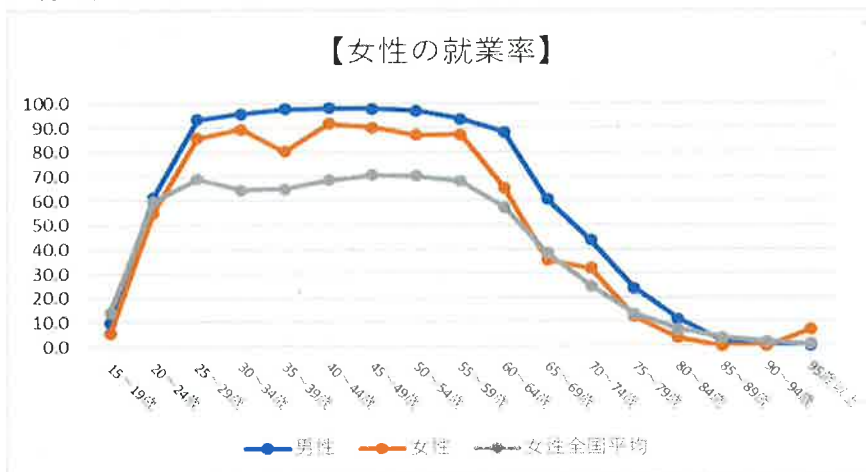
川北町の人口は令和5年4月1日現在、6,105人です。人口推移をみますと、平成17年より総人口は増加し続けています。要因としては、宅地開発が進んだことで若い世帯が移り住み、生産人口及び年少人口が増加したためと考えられます。しかしながら、令和2年においては総人口及び年少人口が減少し、高齢者人口が増加するという、少子高齢化の波が川北町にもせまっていることが伺えます。



(資料：国勢調査)

##### (2) 女性の就業率

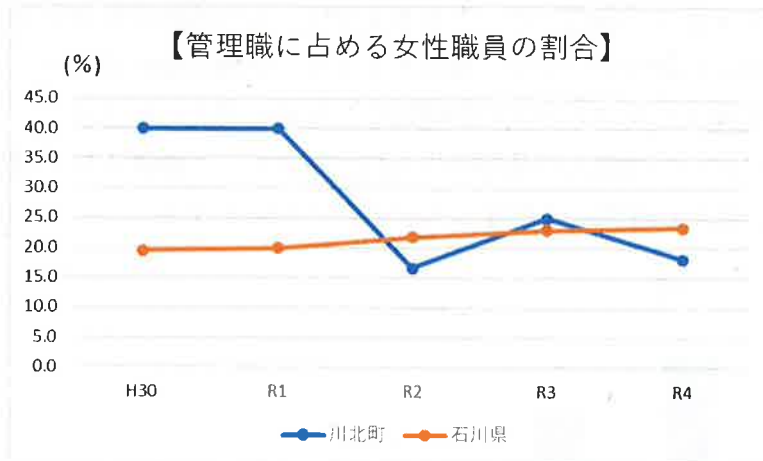
就業率をみますと、全国平均と比較しても当町の実業率は男女ともに高く、共働き世帯が多いことが伺えます。女性の就業率に着目しますと、働いている女性が結婚や育児で一旦仕事を辞め、子育てがひと段落してから再就職するという、いわゆるM字曲線を川北町でも描いていることがわかります。



(資料：国勢調査)

### (3) 行政分野における男女共同参画

行政分野の管理職（課長職相当）においては、石川県平均より高い水準を推移していましたが、対象者の退職や育児・介護による離職に伴い、令和4年度では18.2%と減少しています。



(資料:男女共同参画局)

令和3年度において、出産休暇は男性職員の取得率が100%となっていますが、育児休暇取得率は女性が100%ですが男性は0%であり、男性の育児休業や短時間勤務の取得についての周知を図る必要があります。

#### 【男女別の育児休業取得率及び取得期間】

令和3年度	対象者	取得者	育児休業取得率	育児休業の平均取得時間
女性	6	6	100%	339日
男性	1	0	0%	—

#### 【男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数】

	配偶者出産休暇	育児参加
対象者	1	1
取得者	1	0
取得率	100	0
平均取得日数	2	0

(資料:川北町調べ)

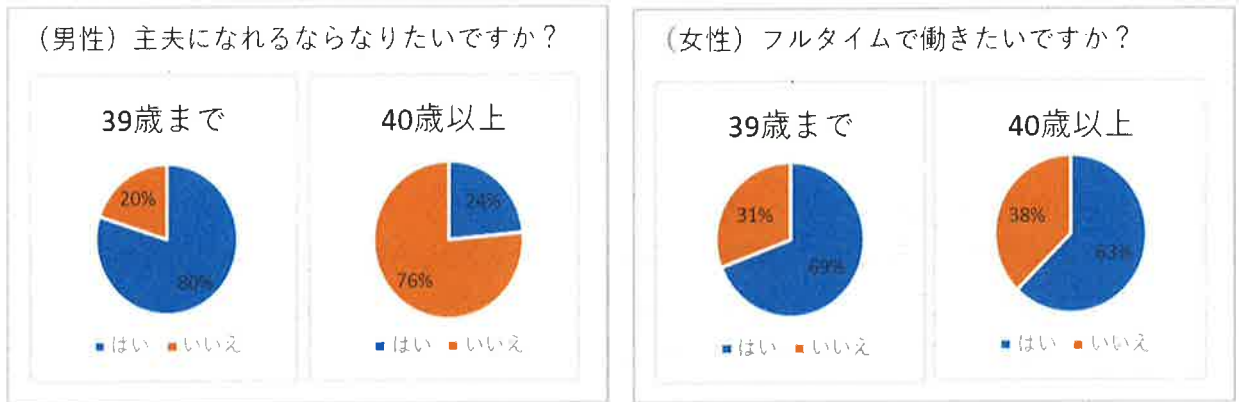


## 2 アンケート結果からみる男女共同参画の状況

川北町では、毎年11月に開催される文化祭において、男女共同参画推進員による男女共同参画に関する意識調査（アンケート調査）を実施しています。過去に実施した調査結果の一部から、当町の男女共同参画の現状をみていきます。

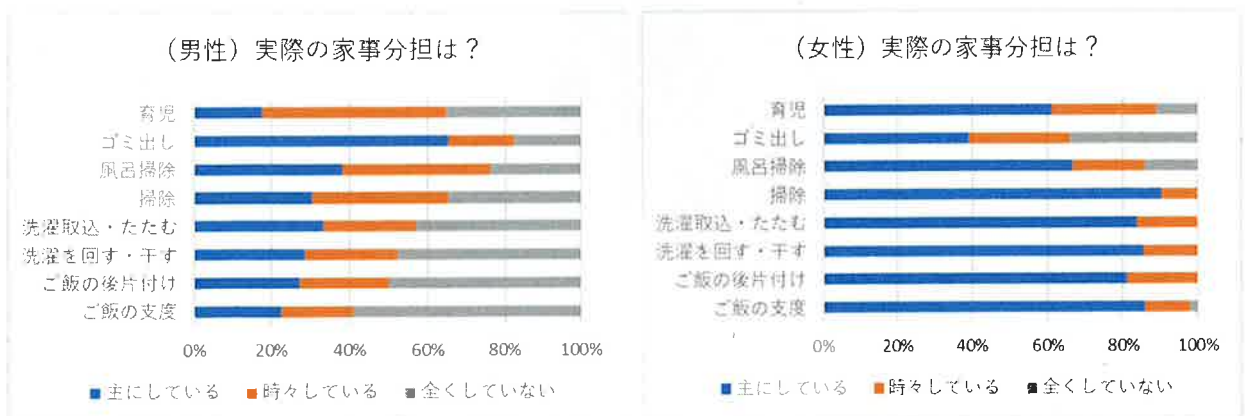
### (1) 平成25年度のアンケート結果

男性には「主夫になれるならなりたいか」、女性には「フルタイムで働きたいか」を年齢を分けて実施しました。女性は年齢にかかわらず、本当はフルタイムで働きたいという思いがありました。主夫になりたいかという男性への意識調査では、若い世代とその上の世代で結果が正反対になるという興味深い結果が得られました。



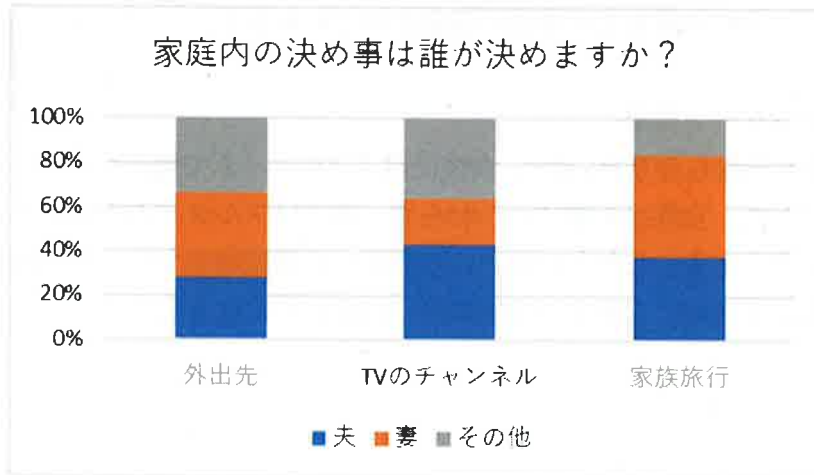
### (2) 平成27年度のアンケート調査

実際の家事分担について、ほぼすべての家事で男性の「全くしていない」という回答があり、家事の多くを主に女性が担っているという結果でした。その中でも、ゴミ出しや風呂掃除は男性が担っているご家庭が多いことがわかりました。



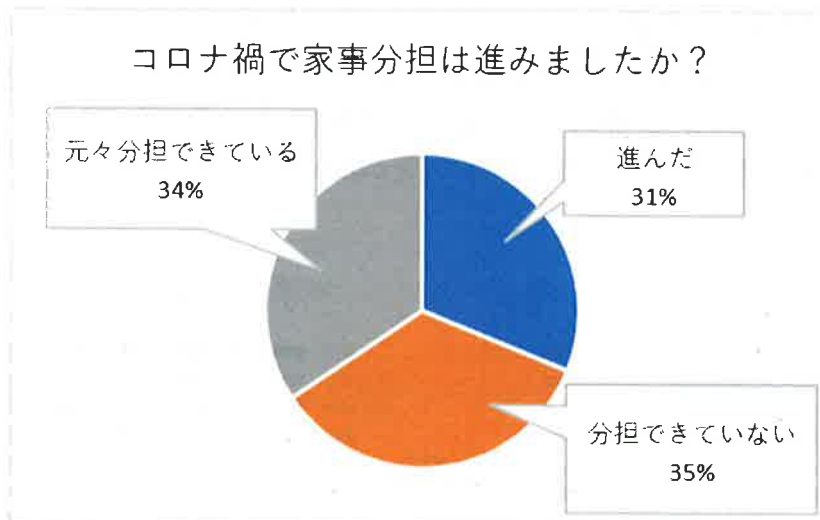
### (3) 平成30年度のアンケート調査

家庭内での決め事の決定権については、外出先や旅行先等の決定権は女性が決めるご家庭が多いことがわかりました。



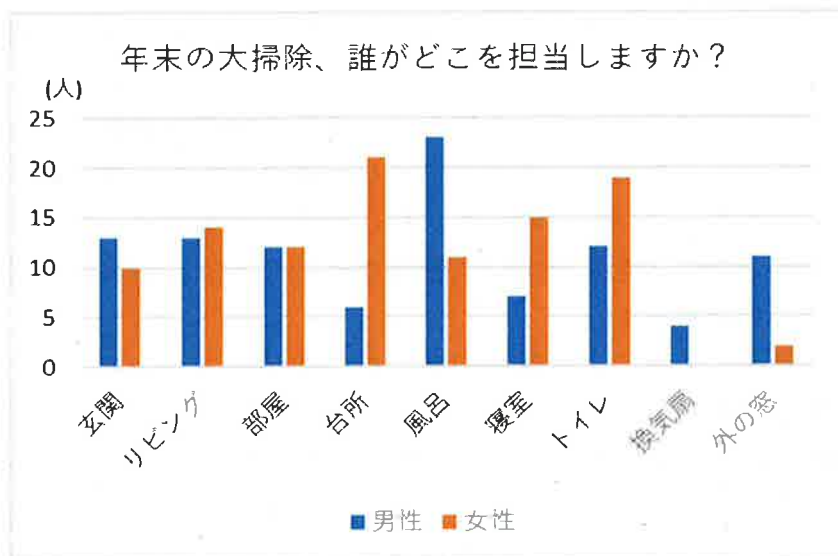
### (4) 令和3年度のアンケート調査

コロナ禍で、家庭にいる時間が多くなったことによる家事分担の変化をお聞きしました。結果は、役割分担が進んだ家庭と分担できなかった家庭がほぼ同数という結果でした。当町ではコロナ禍を経て、約6割のご家庭で家事分担がなされていることがわかります。



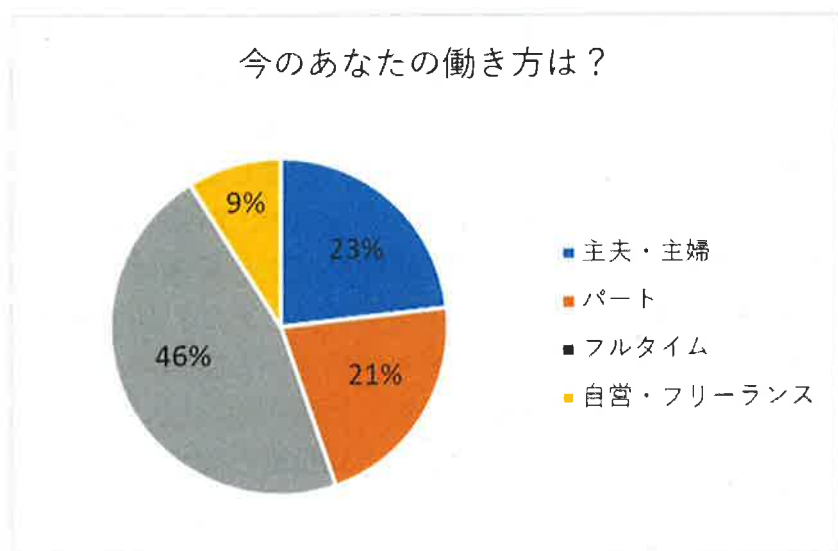
(5) 令和4年度のアンケート調査

家の中の掃除について、男女の比率を調査しました。多くの項目は男女にあまり差がなく、協力して掃除をしていることが伺えます。特に力のいるような風呂場や換気扇、外の窓の掃除は男性が多いという結果でした。



(6) 令和5年度のアンケート調査

男女関係なく実施した働き方についての現状としては、半数がフルタイムで働かれました。自営・フリーランスやパートも含めると、約8割の方が就労されており、共働きの家庭が多いことが伺えます。



## 第4章 課題と具体的な施策の展開

### 1. 誰もがあらゆる分野において活躍できる社会の実現

公正で多様性に富んだ活力ある社会の実現には、すべての人があらゆる分野において活躍できることが重要です。

就業の点において、経済的に自立していることは、生活の経済的基盤が安定するとともに、自己実現にもつながり、暴力等による困難な状況から抜け出す重要な鍵ともなります。また、すべての町民が、自らの意思に基づき、性別に関わりなくあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できることは、個人の幸福(well-being)の根幹にもなります。

生活の点において、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている、という状況は川北町も例外ではありません。そのため、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がますます重要となります。家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、パートナーである男性が家事・子育て・介護等に参画できるような環境整備を一層推進する必要があります。

また、国の男女共同参画局の調査によると、若い世代が地方を離れ東京等で暮らす目的や理由として、進学や就職先の選択肢の多さだけでなく、「地元や親元を離れたかった」といったことが挙げられています。その背景として、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く存在していることが要因の1つとして挙げられています。川北町においても、高校進学は町外という選択肢しかなく、その後の進学・就職も町外で、という若い世代の流出が課題となっています。

地域という点において、地域の主要な役割に女性の参画が少なく、女性の意見を反映させる機会が少ない状況は、川北町も同様です。地方公共団体は、子育て・教育、介護・医療、まちづくりなど、住民生活に密着した行政を担っており、少子高齢化による人口減少や過疎化が深刻化する中で、持続可能な社会の実現のためにも政策や方針決定過程において女性が参画する意義は大きいと考えられます。住民単位でも、担い手の確保や高齢化、また、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。そうした観点から、地域活動の担い手が性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されることがないことが重要です。

具体的な施策	担当
<p>職場における共同参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の均等な機会・待遇に関する啓発</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発</li> <li>・あらゆるハラスメント防止に向けた啓発</li> </ul>	<p>総務課 社会教育課 産業経済課 福祉課</p>
<p>家事・育児・介護等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業制度の利用促進</li> <li>・保育や介護のサービスの充実</li> <li>・料理教室の男性の参画推進</li> <li>・妊婦や育児を体験できる両親学級の開催</li> <li>・樺光学級内で介護に関する講座の開催</li> <li>・結婚や子育てを希望する人の支援</li> </ul>	<p>総務課 住民課 福祉課 社会教育課</p>
<p>地域における活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性協議会や壮年団連合会での男女共同参画に関する講演会等の開催</li> <li>・あらゆる人が参画できる行事の企画</li> <li>・老人クラブ連合会における活動の充実</li> <li>・母子寡婦親睦会の開催</li> </ul>	<p>社会教育課 総務課 福祉課</p>
<p>行政への女性参画の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職相当職への女性登用の拡大</li> <li>・次世代育成支援対策法に基づく計画策定の促進</li> </ul>	<p>総務課</p>

## 2. 安全・安心な暮らしの実現

だれもが安心して暮らしていくためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、一人ひとりの人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、DV（配偶者等による暴力）の増加が懸念され、また、景気変動等により、経済的な貧困問題も深刻化しています。暴力による支配は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。

暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。

暴力の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、行政と民間団体とが連携し、時代とともに多様化する女性が抱える困難への対応とも連携しながら、専門的な支援を早期から切れ目なく包括的に提供する必要があります。

また、性的少数者（LGBTQ 等）の方は、少数派であるがために周囲の人の理解不足や偏見から、社会の中で様々な困難や不安を抱えることがあります。性的少数者（LGBTQ 等）や性的指向、ジェンダーアイデンティティの多様性について正しい情報の提供を行うとともに、理解促進のための啓発に取り組んでいくことは、あらゆる人の人権を尊重することにつながる重要な取組の1つです。

さらに、だれもが生涯にわたって健やかな生活を営むためには、個々の心身の健康が前提条件となります。心身及びその健康について、一人ひとりが主体的に行動し、正確な知識・情報を入手できるよう環境整備する必要があります。特に、女性の心身の状態は年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

災害という点においては、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。具体的には、性別に配慮した備蓄品の充実や性犯罪発生防止の備え等、防災や避難所運営において性別や年齢を問わず多様な人材・視点が参画していくことが必要です。

具体的な施策	担当
<p>あらゆる暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別に起因する暴力防止についての意識啓発・周知</li> <li>・相談、カウンセリング対策等の充実</li> <li>・相談から生活・就業等の支援</li> </ul>	<p>社会教育課 福祉課</p>
<p>安心して暮らすための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスや生活支援の充実・周知</li> <li>・性的マイノリティへの正しい知識の周知</li> </ul>	<p>福祉課 住民課 社会教育課</p>
<p>健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフステージに応じた健康支援</li> <li>・健康に関する教室やスポーツ活動に対する支援</li> </ul>	<p>福祉課 社会教育課</p>
<p>災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災講座や研修会への女性参画</li> <li>・女性防災士の登用の促進</li> </ul>	<p>総務課</p>

### 3. 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり（意識と理解の推進）

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、すべての人が個性や能力を發揮できるためには、男女共同参画の意識を育み、理解を深めるための教育や学習の機会を充実させる必要があります。

ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、多様性の確保、公正な処遇といった男女双方を対象にした取組の推進を通じて、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築することは、すべての人が共に暮らしやすい社会に資するものになります。

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、女性にも男性にも存在しています。女性も男性も一人ひとりが、男女共同参画を自分のこととして認識し、その実現に向けて協力し合えるよう、関係機関・団体と連携し、男女双方の意識改革に向けた取組が必要です。

具体的な施策	担当
<p>共同参画への理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報や町 HP 等での男女共同参画に関する情報発信</li><li>・ 性別にとらわれない教育の推進</li><li>・ 人権に関する読み聞かせ活動</li><li>・ わくワーク体験での就労体験活動</li></ul>	<p>総務課 社会教育課 学校教育課 住民課</p>
<p>共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 女性団体等への活動に対する支援</li></ul>	<p>社会教育課</p>





## 川北町男女共同参画推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための基本的事項を定めることにより、町の施策を総合的かつ計画的に実施し、もって人権を尊重した男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。

#### 2 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### 3 町民

町内に住所を有する者、勤務する者及び通学する者をいう。

#### 4 セクシュアル・ハラスメント

他の者の意に反した性的言動を行うことにより、当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。

#### 5 ドメスティック・バイオレンス

配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)に対して身体的、精神的、経済的又は性的な危害及び苦痛を与える暴力的言動をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

1 一人ひとりが、個人としてその尊厳が重んじられ、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。

- 2 家庭を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできること。
- 3 社会における制度及び慣行から性別による固定的な役割分担等の意識を排除し、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮されること。
- 4 男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- 5 男女が共に社会の対等な構成員として、方針又は施策の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

#### (町の責務)

- 第4条 町は、男女共同参画社会の形成を最重要施策として位置付け、男女共同参画社会の形成を推進する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 2 町は、男女共同参画社会の形成に当たり、町民及び事業者と連携を図り、協力するよう努めなければならない。
  - 3 町は、男女共同参画社会の形成のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 4 町は、保育所、小学校、中学校等あらゆる分野の教育の場において、男女共同参画社会の形成に向けた教育が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (町民の責務)

- 第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできる職場環境の整備に努めなければならない。
- 2 事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱い並びにセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、男女間においてドメスティック・バイオレンス等の個人の尊厳をふみにじる行為を行ってはならない。

(行動計画)

第8条 町は、男女共同参画社会の形成に関し町、町民及び事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 町は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 町は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(啓発等)

第9条 町は、男女共同参画社会の形成について広く町民及び事業者の理解を深めるため、啓発活動の促進に努めなければならない。

2 町は、広く町民に提供する情報について、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(町民等の活動に対する支援)

第10条 町は、町民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

2 町は、前項の支援について、農林業、商工業その他の産業の自営業に従事する者に対し、特に配慮しなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 町長その他町の執行機関は、その設置する附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方にかたよらないよう努めなければならない。

2 町は、事業者に対し、男女共同参画の推進状況について報告を求め、必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

(苦情等への対応)

第12条 町は、町民又は事業者から、町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び性別に基づく差別に関する相談を受けた場合は、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究)

第13条 町は、男女共同参画社会の形成に関し必要な情報の収集及び調査研究を行わなければならない。

(推進体制の整備)

第14条 町は、男女共同参画を推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(男女共同参画推進員)

第15条 町は、町民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、行動計画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置くことができる。

(年次報告)

第16条 町は、推進施策の実施状況について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

(男女共同参画審議会)

第17条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、川北町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第18条 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、町長に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第19条 審議会は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する委員10人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(公布日 平成22年12月13日)

## 川北町男女共同参画推進条例施行規則

第1条 この規則は、川北町男女共同参画推進条例（平成22年条例第12号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （審議会の会議）

第2条 川北町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （関係者の出席等）

第3条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

### （補則）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

### （会議招集に関する特例）

2 この規則の施行後最初に行われる会議の招集及び委員の任期満了による改選後最初に行われる会議の招集は、第2条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

